

福祉保険制度は、地方公務員等共済組合法第 112 条第 1 項第 6 号及び公立学校共済組合定款第 27 条第 4 号の規定に基づき、公立学校共済組合の福祉事業として、長期給付事業(年金)を補完する「ファミリー年金」、短期給付事業(医療)を補完する「傷病休職給付金」「医療費支援制度」、生活習慣病予防のために健康増進や疾病予防を支援する「元気づくりサービスコース」の 4 つから成り立っている制度です。

1 保障期間

11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年契約。更新時に解約の申出がない場合は毎年更新。

2 加入方法（年 1 回のみ）

所属を通じて加入募集資料を配布します。手続期間は毎年 6 月～7 月頃の 1 回のみです。

3 お問い合わせ先

制度全般 (給付金の請求・支払等を除く)	公立学校共済組合福祉保険制度担当（若葉共済会） TEL 0120-778-599（無料） 月～金（土日、祝日、年末年始を除く）10 時～16 時
給付金の請求・支払等	福祉保険制度請求相談センター TEL 0120-660-998（無料） 月～金（土日、祝日、年末年始を除く）10 時～16 時
元気づくりサービスコース	元気づくりサービスコース事務局 TEL 0120-882-437（無料） 月～金（土日、祝日、年末年始を除く）9 時～17 時
ファミリー年金 特定疾病給付金の年金受給者	明治安田生命積立年金グループ TEL 0120-555-282(無料) 月～金（土日、祝日、年末年始を除く）9 時～17 時